# Ⅳ. 全体構想

# 1. まちづくりの将来像

岩内町は、漁業を基幹産業としながら水産加工業や周辺町村の商業・業務等の中心都市として、また ニセコ、積丹、羊蹄山麓の広域観光拠点として発展してきた町である。

また、日本海の優れた海洋資源を有するほか、岩内岳山麓の豊かな森林や温泉及び美しい景観に恵まれた町である。

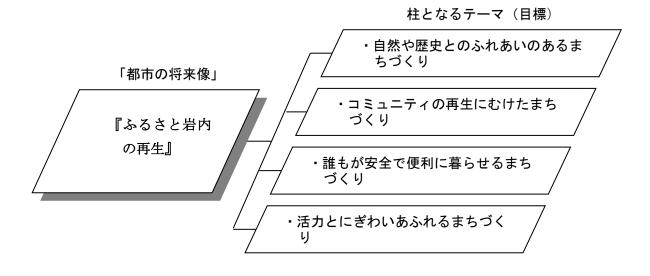
近年、岩内新港の整備やフェリー就航に伴う新規企業の立地等、新たな取り組みを行ってきたところであるが、水産資源の減少や輸入による価格低下、後継者不足による不透明な将来展望、郊外店舗の立地等による商業活動の低迷等に加え、少子高齢化や景気の低迷が続く中で、産業活動の停滞や人口減少及び地域活力の低下がみられる。このため、これからの岩内町において求められるのは、地域産業や地域が有する資源を今一度見直していくとともに、住民と行政が協力しながら共に暮らしやすいまちづくりを行っていくことが考えられる。

このような状況の中で、新たな岩内町総合計画では、「協働によるまちづくり」とともに、「少子高齢化社会に対応した健康で安心して生活ができるまちづくり」、「地域資源の再確認・再活用による活力あるまちづくり」、「限られた財源を活かす成果志向の行財政運営」を進めるものとしている。

したがって、岩内町都市計画マスタープランでは、これら豊かな海、山、川の特色ある自然環境や歴史的・文化的遺産という地域資源の再認識のもとこれらを最大限に活用し、地域産業の再生を図るとともに、協働のまちづくりの視点を持ちながら、誰もが生き生きと健康で安心して暮らせるような地域社会の再生をめざす上で「ふるさと岩内の再生」を都市の将来像とし、まちづくりを進めるものとする。

# 2. まちづくりのテーマ(目標)

「ふるさと岩内の再生」をめざす都市づくりを進める上で、柱となるテーマ(目標)を「自然や歴史とのふれあいのあるまちづくり」、「コミュニティの再生にむけたまちづくり」、「誰もが安全で便利に暮らせるまちづくり」及び「活力とにぎわいあふれるまちづくり」として施策の展開を図る。



### (1)自然や歴史とのふれあいのあるまちづくり

岩内町の海、山、川の特色ある自然環境の保全を図るとともに、これらを生かした魅力ある都市空間の形成や観光・レクリエーション活動の活性化を図る。

また、歴史的遺産や文化的遺産の保全を図るとともに、これらを生かした特色ある都市空間の形成や交流、学習活動の活性化を図る。

### ②コミュニティの再生にむけたまちづくり

少子高齢化にむけて誰もが安心して暮らせる福祉等、生活関連施設の整備や身近な生活道路及び公園、下水道等の整備促進を図る。

老朽化した町営住宅等の再編(建替・用途廃止)にあわせた良好な居住環境の形成を図るとともに、 多様な住宅ニーズに対応した魅力ある住機能の形成を図る。

### ③誰もが安全で便利に暮らせるまちづくり

広域交通網や港湾機能の充実を図り、他都市との連携を深めるとともに、役場庁舎を核として、高 次な医療、福祉、文化、スポーツ等の活動を支える都市機能の充実に努める。

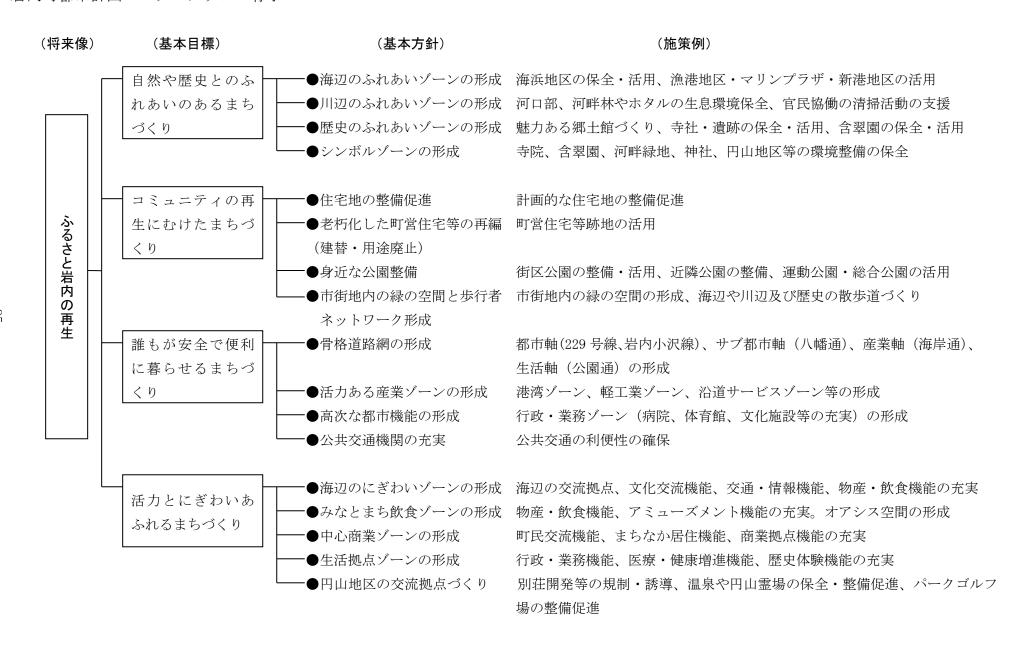
計画的な土地利用の推進や市街地内の幹線道路網の整備・充実を図るとともに、安全な歩行者ネットワークの整備やバスルートの再編を含む公共交通の利便性の確保を図る。

水害、がけ崩れ、その他の災害発生の可能性のある地区については市街化を抑制するなど、災害に強いまちづくりを進めるとともに、緑化の促進や保全に努め災害の防止を図る。

### ④活力とにぎわいあふれるまちづくり

マリンパーク周辺の高次な文化、交流、物産機能の充実、再編を図ることによって特色あるにぎわいの核づくりや魅力あるみなとまち空間の創出をめざす。

商店街の再整備にあわせたまちなか居住の推進や公共施設の導入を図ることによって、にぎわいと 活力ある中心市街地の形成をめざす。



### 3. 将来都市構造

「ふるさと岩内の再生」を図る上で必要となる都市の骨格づくりを以下のとおりとする。

# (1) 自然や歴史とのふれあいゾーンづくり

岩内町の良好な海浜地や河川及び森林等の自然環境を生かした「海辺のふれあいゾーン」や「川辺のふれあいゾーン」の形成を図るとともに歴史的な資源を活用した特色ある「歴史のふれあいゾーン」の形成を図る。また、特に岩内町特有の都市空間や歴史的空間及び自然空間の集積するゾーンを「シンボルゾーン」として位置づけ、これら良好な空間の整備・保全により、町民が安心・安全に過ごせる都市空間の形成を図る。

「海辺のふれあいゾーン」については岩内町の特色ある海浜地区や海水浴場及び漁港等のみなとまち空間の保全や整備を図るとともに、マリンパークや文化センター及び木田金次郎美術館の集積するマリンプラザにおける、まちの顔となる都市空間の保全・整備を図る。また、良好な港湾空間を有する旧フェリーターミナル用地及び新港地区緑地については、有効な活用と保全を図るとともに、「海辺の散歩道」等を整備することによって、これらの連携強化と海辺の快適な歩行者ネットワークの形成を図る。

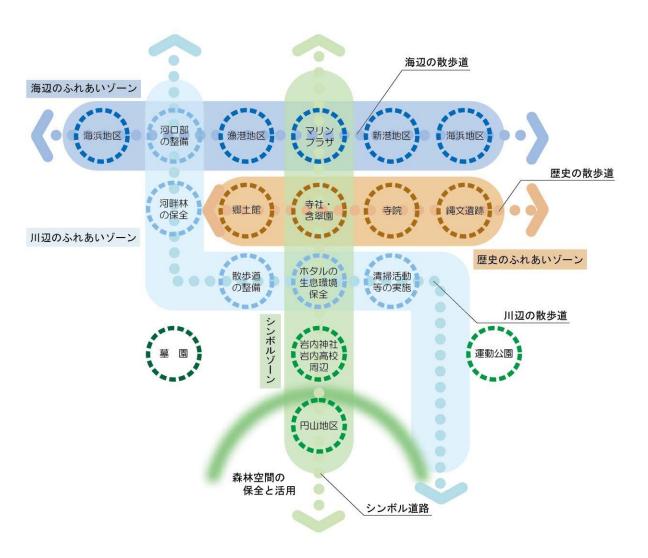
「川辺のふれあいゾーン」については、緑豊かな河畔林や清流を有する野東川やホタル等の生息する 市街地内の小河川の保全・整備を図るとともに、官民が連携した清掃活動等の推進を図ることによりき れいな川づくりをめざす。また、「川辺の散歩道」等を整備することにより、各公園・緑地等の連携を 強化するとともに、市街地内における快適な歩行者ネットワークの形成を図る。

中心市街地に隣接する寺社や各種遺跡及び庭園等の集積するゾーンを「歴史のふれあいゾーン」として位置づけ、これらの保全や活用を図るとともに、これらを連絡する「歴史の散歩道」や特色ある道路空間及び沿道景観の整備を促進する。

マリンプラザから寺院の集積ゾーンや岩内神社、岩内高校周辺を経て、円山地区に至るゾーンを市街地の「シンボルゾーン」として位置づけ、魅力ある都市空間の保全・整備を図るとともに、円山地区に連絡する「シンボル道路」を整備することによって快適な歩行者ネットワークの形成を図る。

円山地区を含む用途地域外の白地地域については、できる限り面的な開発を抑制し、既存の良好な森林空間や温泉資源及び景観等の保全を図るとともに、これら周辺の自然環境等に配慮した施設整備に努める。

# 【自然や歴史とのふれあいゾーンづくり】



#### (2) コンパクトな市街地形成と活動軸の整備

今後の岩内町の都市づくりにおいては、将来にわたる人口減少を見据えた、まちの効率的かつ効果的な土地利用を図るとともに、岩内町の財産といえる豊かな自然や景観資源等の保全を目指すことを基本とした適切な土地利用を推進する。

このため、将来的な市街地については、人口動向や土地利用需要を的確に見極め、新たな拡大は原則抑制し、また既存市街地内未利用地については、土地の活用や転換について再検討を行うとともに、災害に強いまちづくりにも配慮しながら、コンパクトかつ効率的な市街地形成を進めていくこととする。

市街地内においては、それぞれの地区特性や建物用途などを踏まえ、かつ、役場庁舎の移転建替や新たな広域道路整備などによる土地利用上への波及効果も勘案し、計画的かつ調和のとれた市街地形成を進めていくこととする。

また、既存の小学校区をベースとして「地域コミュニティの再生」を図るとともに、町営住宅等や生活サービス機能及び公園等の適正な配置を図る。

市街地の骨格をなす「都市軸」や「サブ都市軸」及び「産業軸」の整備促進を図るとともに、各小学校区を密接に連絡する「生活軸」の整備推進を図る。

市街地内に広く位置している既存の主要な公園・緑地やオープンスペースの相互の連携を視野に入れ 市街地内における緑の空間形成を図る。また、公園・緑地を結ぶ緑の歩行者ネットワークの形成に向け、 主要道路(都市計画道路)の緑化の推進を位置付けることにより、公園・緑地を連絡する安心して歩け る緑化ネットワークの形成を図る。

また、郊外地域においては、町営住宅等と一体的に児童遊園・緑地の整備を行っていたことから、今後の町営住宅等の再編(建替・用途廃止)に伴い、緑豊かな市街地形成のため公園や緑地のあり方を検討していくこととする。

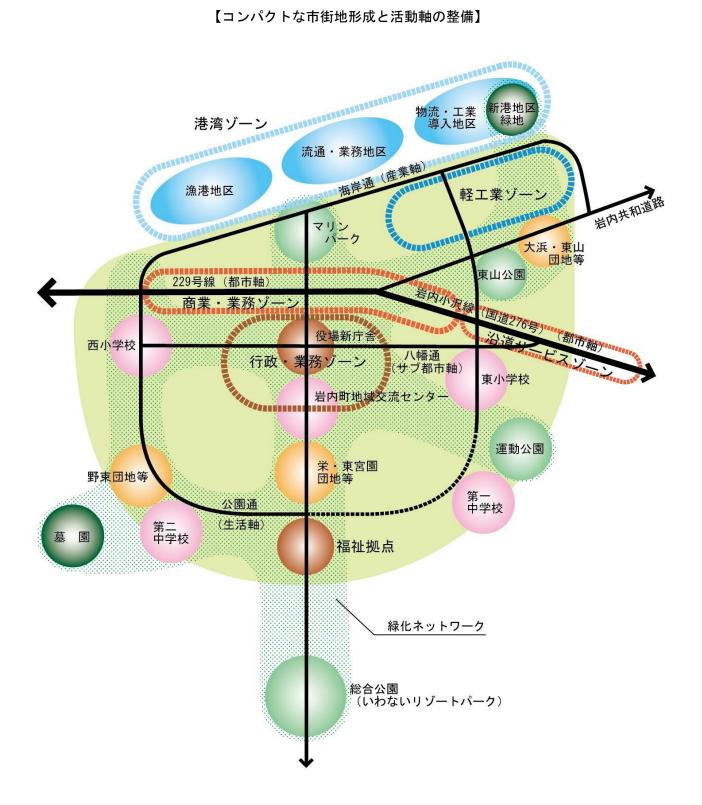
既存市街地の土地利用構想としては、海岸通以北を「港湾ゾーン」として位置づけ、漁港、流通・業務、物流、工業機能の集積を図るほか、港湾ゾーンに隣接する大浜地区等は、水産加工場等の「軽工業ゾーン」として位置づける。また、229 号線と岩内小沢線(国道 276 号)を軸とする地区は「商業・業務ゾーン」・「沿道サービスゾーン」として位置づけ、魅力ある商業、業務、飲食、娯楽機能や沿道サービス機能の集積を図る。なお、八幡通を軸とする地区は「行政・業務ゾーン」として位置づけ、役場庁舎の移転整備を契機とした高次な行政、業務機能の集積を図るほか、既存の野東地区の老人福祉施設(岩内ふれ愛の郷等)周辺を「福祉拠点」として位置づける。

住宅地は、基本的には229 号線の沿道を除く南側地区とし、既存の小学校区をベースに構成するものとするが、東側については共和町の市街地との一体的な住区構成を図るものとする。小学校や幼稚園、公園、保育所、コミュニティ施設等はバランスよく配置するとともに、町営住宅等の再編(建替・用途廃止)もしくは維持保全を図る。

229 号線と岩内小沢線(国道 276 号)を市街地の主軸となる「都市軸」として位置づけ整備促進を図るほか、これを補完する八幡通を「サブ都市軸」として位置づけ整備推進を図る。また、海岸通は港湾地区や工業ゾーンを連絡する「産業軸」として位置づけ整備推進を図るほか、「公園通」は各小学校区を連絡する「生活軸」として位置づけ、ネットワークの形成を推進する。

なお、都市計画道路については、将来的な人口減少をイメージしたコンパクトなまちづくりとの整合のもとその役割を再度見直し、路線変更等も含めて将来的なネットワークのあり方を検討していくこととする。

# 【コンパクトな市街地形成と活動軸の整備】



### (3) にぎわいの核と交流拠点づくり

中心市街地に隣接した特色ある「海辺の交流拠点」の形成を図るほか、マリンプラザにおける既存施設の活用や新たな交流機能の導入により「海辺のにぎわいゾーン」の再生をめざす。また、円山地区については既存施設の活用と自然環境の保全を図ることによって広域の交流拠点としての再生をめざす。

中心商業ゾーンに併行して発展する特色ある「みなとまち飲食ゾーン」の再生をめざすとともに、229 号線や岩内小沢線(国道276号)を軸とする活力ある「中心商業ゾーン」の再生をめざす。役場庁舎の移転整備を契機として、八幡通沿線における高次な行政・業務、医療、健康機能の集積と歴史体験機能の導入を図ることによって、中心商業ゾーンと一体化した「生活拠点」の再生をめざす。

下水道整備による良好な海洋の衛生環境の回復にあわせて、既存施設の活用やみなとまち広場の整備を図ることによって魅力ある「海辺の交流拠点」の形成を図るほか、マリンプラザにおける道の駅やタラ丸市場等の再編・活用や新たな交流施設の導入等により、中心商業ゾーンと一体化した活力ある「海辺のにぎわいゾーン」の形成をめざす。

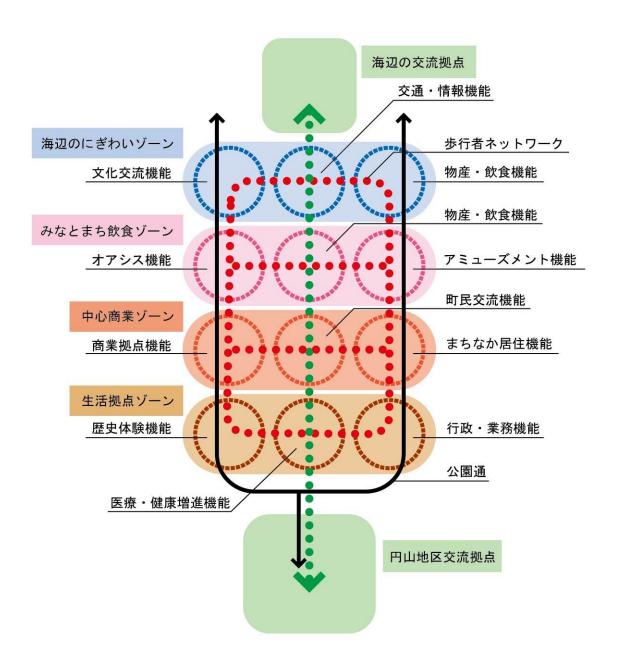
みなとまちとしての飲食機能の集積を生かし、アミューズメント機能や飲食機能及び物産・物販機能の集積を図るとともに、既存の街区公園等を活用したオアシス空間の創出を図ることによって、魅力ある「みなとまち飲食ゾーン」の再生をめざす。

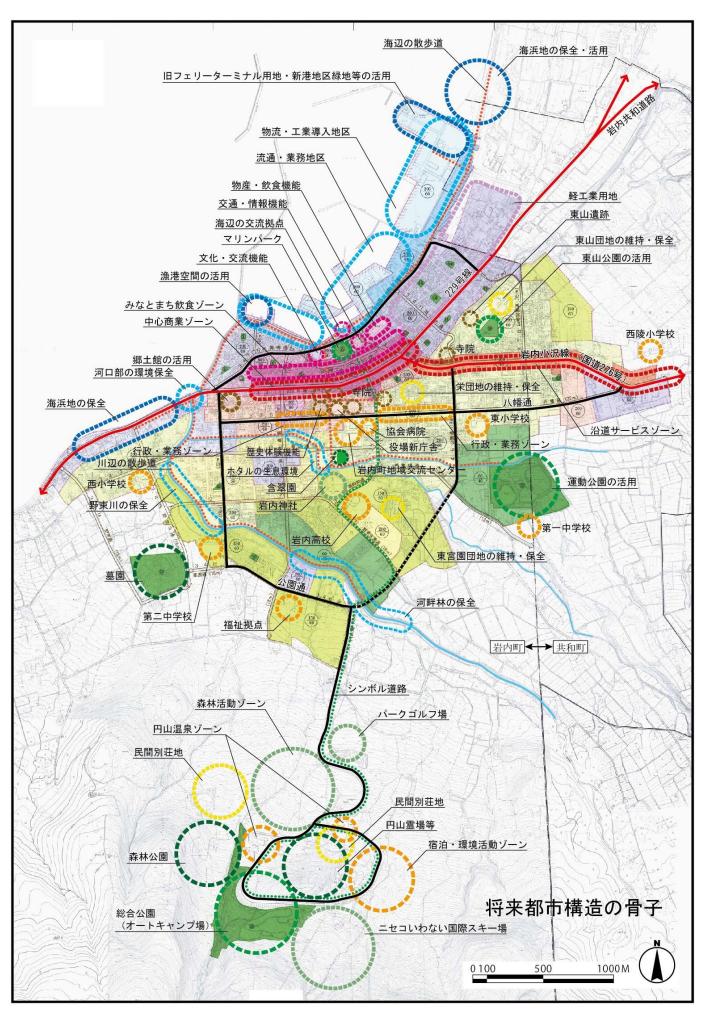
民間賃貸住宅の導入等によるまちなか居住機能の増進や公共施設の導入による町民交流機能の創出 及び再開発事業等による商業拠点機能の形成を図ることによって、活力ある「中心商業ゾーン」の再生 をめざす。

岩内町民体育館や岩内町民プールの有効利用を図るとともに、役場庁舎の移転整備を契機とした高次な行政・業務機能の集積や新たな歴史体験機能の導入等により、町民が活発に交流する「生活拠点ゾーン」の形成をめざす。

円山地区については、既存施設の有効利用や温泉施設の再整備を図ることによって町民のレクリエーションの場としての利用促進を図るとともに、自然環境や温泉資源及び景観へ十分に配慮しながら、新たな交流機能の導入を図ることによって「広域の交流拠点」としての魅力向上を図る。

# 【にぎわいの核と交流拠点づくり】





### 4. 土地利用方針

### (1) 基本的な考え方

良好な海浜地や河川及び森林等の自然環境の保全を図るとともに、これらを活用した自然とのふれあいの場の形成に努める。

既存市街地周辺の優良な農地や、保安林及び民有林の保全を図るとともに、長期を見据えたコンパクトなまちづくりの実現に向けて、用途地域外の白地地域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。

既存市街地内における空き地や、港湾地区の積極的な活用を図るとともに、河畔や海辺及び歴史的・ 文化的遺産等の特色ある都市空間の保全に努める。

既存市街地においては、今後における市街地の状況変化に柔軟に対応するための用途地域の変更等を含め、生産・生活活動にあわせたバランスのとれた住宅地や商業地及び工業地等の形成に努める。また、町全体の都市構造を見渡しながら、生活を支えるコンパクトなまちづくりに向けた適正な規制誘導の手法について検討するとともに、地域の景観上、阻害要因となっている倒壊の恐れのある空き家についても対応を検討する。

また、北海道の「次世代北方型居住空間モデル構想」等を参考にしながら、持続可能な都市空間形成についても検討する。

#### (2) 土地利用方針

#### ①市街地周辺の土地利用

都市的土地利用の範囲は、原則として既存の用途地域をベースとした下水道全体計画区域とその周辺とし、市街地周辺の農用地区域や森林地域の保全を図るとともに、近年、市街地南部の道道野東清住線等の沿線にみられる住宅等の立地については、可能な限り計画的な土地利用の整備・誘導を図る。

また、市街地周縁部の用途地域にあって、長期にわたり都市的土地利用が図られていない地区については、今後の開発動向を踏まえながら適正な規制誘導について検討する。

#### ②誰もが安心して住み続けることのできる魅力ある住宅地の形成

野東川以南及び以西の野東地区は、良好な自然環境を生かした、静かで落ち着きのある低層住宅地 もしくは、中層住宅地として位置づけられることから、既存の良好な住環境の保全を図るとともに、 町営住宅等跡地を活用した特色ある住宅地の形成に努める。

また、町営住宅等を中心とする野東団地や、周辺の計画的に整備された住宅地については、良好な住環境の維持保全に努める。

大規模な町営住宅等や、オープンスペースを有する宮園地区については、良好な景観や自然環境を生かした、静かで落ち着きのある低層住宅地として位置づけられることから、西宮園団地の跡地活用や住環境整備を推進するとともに、都市計画道路の整備等にあわせた、計画的な特色ある新規住宅地の形成に努める。また、大規模町営住宅等として建替整備された東宮園団地については、良好な住環境の維持保全に努める。

中心市街地に近く、大規模な町営住宅等の立地する東山地区及び栄地区については、交通条件に恵まれた、利便性の高い中層住宅地として位置づけられることから、これら大規模な町営住宅等と一体となった住宅地整備を促進する。

また、大規模町営住宅等として建替整備された東山団地や栄団地については良好な住環境の維持保

全に努める。

中心市街地に近く、一部、水産加工場等の混在や、町営住宅等の集積がみられる高台、清住、相生地区は、住環境に悪影響を及ぼす恐れの少ない、工場や作業所及び各種業務施設等の混在する利便性の高い住宅地として位置づけられることから、今後も町営住宅等跡地を活用した整備促進を図る。

中心市街地に近く、港湾地区の背後に位置する大浜地区については、水産加工場等の軽工業施設や、 運輸・建設業等の港湾関連業務施設と、住宅が混在する職住近接型の住宅地として位置づけられることから、今後とも、港湾地区に隣接した利便性の高い混在型住宅地として住環境の保全を図る。

なお、大浜団地跡地については、利便性の高い住宅地としての整備促進を図る。

漁港背後に位置し、一部住宅等への塩害がみられる大和・御崎地区は、中心市街地に近く、水産加工場もあることから、今後とも、職住近接型の利便性の高い混在型住宅地として住環境の保全を図るとともに、十分な塩害対策等の検討を図る。

中心市街地の大半を占める万代地区は、中心市街地として生活利便施設等が集積しており、また、近年、少子高齢化の進行等に伴い、利便性の高いまちなかでの居住ニーズが高まっていることから、中心商業ゾーン等の整備にあわせて、民間活力等を活用した、まちなか居住の推進を図る。

また、町営住宅等の跡地においては、公園等の整備を含めて周辺住環境の向上に資する活用を行っていく。

# ③にぎわいと活力のある中心商業ゾーンの形成

229号線を軸とする商業地域については、既存の商業集積を生かした中心商業ゾーンとして位置づけ、より高次な商業・業務・サービス機能等の集積を図る。

中心商業ゾーンについては、人口・世帯の減少や空き店舗の増加等により、活力の低下がみられる ことから、誰もが安心して便利に暮らすことのできる、まちなか居住の促進を図るとともに、町民が 交流し、にぎわいを創出できるような公共施設の導入や、集客力の高い核店舗等の導入をめざす。

これら中心商業ゾーンと、道の駅やタラ丸市場の密接な連携を図ることによって、観光客や来町者等が気軽に買物等を楽しめるような、商業ゾーンの形成に努めるとともに、飲食ゾーンや歴史ゾーンとの連携を強化し、回遊性や多様性のある商業ゾーンの形成に努める。

商店街が自ら行う、空き地を活用した駐車場の整備や、空き店舗を活用した特色ある活動拠点づくりもしくは国道の緑化空間を活用した花の植栽等を促進し、にぎわいのある商店街の再生をめざす。これらの施策展開にあたっては、商店街のソフトな施策展開を主体とした検討や、再開発事業等のハードな事業展開を主体とした検討を行い、効率的かつ効果的な商業ゾーンの整備を図る必要がある。なお、既存の道の駅やタラ丸市場については、場所がわかりづらい、トイレや駐車場が使いづらい、魅力ある物産施設が少ないなど、様々な改善点が指摘されていることから、住民や利用者及び、商店街が一体となって、これらのあり方について検討を行う。

また、既存の中心商業ゾーンの再生方向を明らかにした上で、今後、商業機能の集約的な立地を促進できるような土地利用の誘導規制方策等について検討を行う。

#### 4特色ある飲食・娯楽ゾーンの形成

岩内町においては、みなとまちの特色として、漁港背後から発展した飲食店街が、中心商業ゾーンの中通り沿いに細長く形成されており、みなとまちとして独特の雰囲気を醸し出しているが、近年、漁業等の主力産業の停滞等に伴い、空き店舗や老朽施設が増加しており、飲食店街としての魅力が低

下している。

したがって、今後は、中心商業ゾーンと連携した特色ある飲食・娯楽機能の導入促進を図るととも に、既存の街区公園や空き地及び、中通り等を活用した魅力あるオアシス空間の形成に努める。

# ⑤利便性の高い沿道サービスゾーンの形成

229号線から分岐し、札幌・小樽方面へ向かう岩内小沢線(国道276号)沿線は、交通利便性を生かした各種沿道サービス施設の立地がみられ、共和町側ではホームセンターやスーパーマーケット等の各種ロードサイド店舗の立地がみられる。

以上のことから、岩内小沢線(国道276号)沿線の地区は今後とも、沿道サービスゾーンとして位置づけ、背後の住宅地に悪影響を及ぼす恐れの少ない、多様な沿道サービス施設の立地促進を図るとともに、これら沿道サービスゾーンは中心市街地への導入アクセスとなることから、魅力ある道路空間や沿道景観の形成に努める。

#### ⑥職住の近接した軽工業ゾーンの形成

港湾背後の大浜地区については、住宅地に悪影響を及ぼす恐れの少ない水産加工場や運輸・倉庫施設及び、建設関連施設等が住宅と混在する軽工業ゾーンとして位置づけるほか、大和・御崎地区についても、漁港背後の水産加工施設等が住宅と混在する軽工業ゾーンとして位置づける。

清住地区や相生地区の一部にみられる水産加工場や、運輸施設を主体とする住工混在地区については、当面、軽工業ゾーンとして位置づけるものとするが、今後、可能な限りこれらの工場等を港湾地区へ移転・誘導し、住宅地としての利用促進を図る。

工場(日本アスパラガス)やし尿処理施設の立地する地区については、これらの施設利用に限定されていることから、周辺地域への環境対策に配慮するものとする。

円山地区方面の工場(木地リード)が立地する地区については、周辺の自然環境を生かした先端技術産業や、工芸品等の周辺環境に悪影響を及ぼす恐れのない企業の誘致を図る内陸型工業地として位置づける。

#### ⑦高次な物産・物流、工業機能の集積する港湾ゾーンの形成

漁港や漁業関連施設の立地する漁港地区については、深層水を活用した漁業関連施設の整備や、特色あるみなとまち景観の形成を図るとともに、マリンパークに隣接した地区においては中心商業ゾーンのオアシスとなるような親水空間等の整備検討を図る。

工場や港湾関連施設及び、物流施設の立地する流通・業務地区については、今後とも港湾関連の流通・業務施設や工場の立地を促進すべき地区として位置づけ、効率的な土地利用をめざす。

新規誘致企業の立地する物流・工業導入地区については、今後とも、新規企業の立地促進を図るべき地区として位置づけるほか、旧フェリーターミナル用地については、今後の状況を踏まえながら、土地利用の方向を検討していくべき地区として位置づける。

公有水面の埋立事業が竣工した地区については、用途地域及び臨港地区を定め、適切な港湾利用を 図る。

### ⑧その他の特色ある交流拠点の形成

寺社や歴史的遺産等の集積する岩ヶ嶺通りや、神社通りを軸とする地区を歴史ゾーンとして位置づ

け、寺社の環境整備や歴史的遺産の保全等を促進するほか、岩ヶ嶺通りを歴史の散歩道として、神社 通りをシンボル道路として位置づけ、各々特色ある道路空間の整備や沿道景観の創出を図る。

八幡通を軸とする地区を、行政・業務ゾーンとして位置づけ、役場新庁舎をはじめとする各種行政・ 業務・生活関連施設等の集積を図るほか、各施設敷地内の緑化等を促進し、緑豊かな空間づくりをめ ざす。

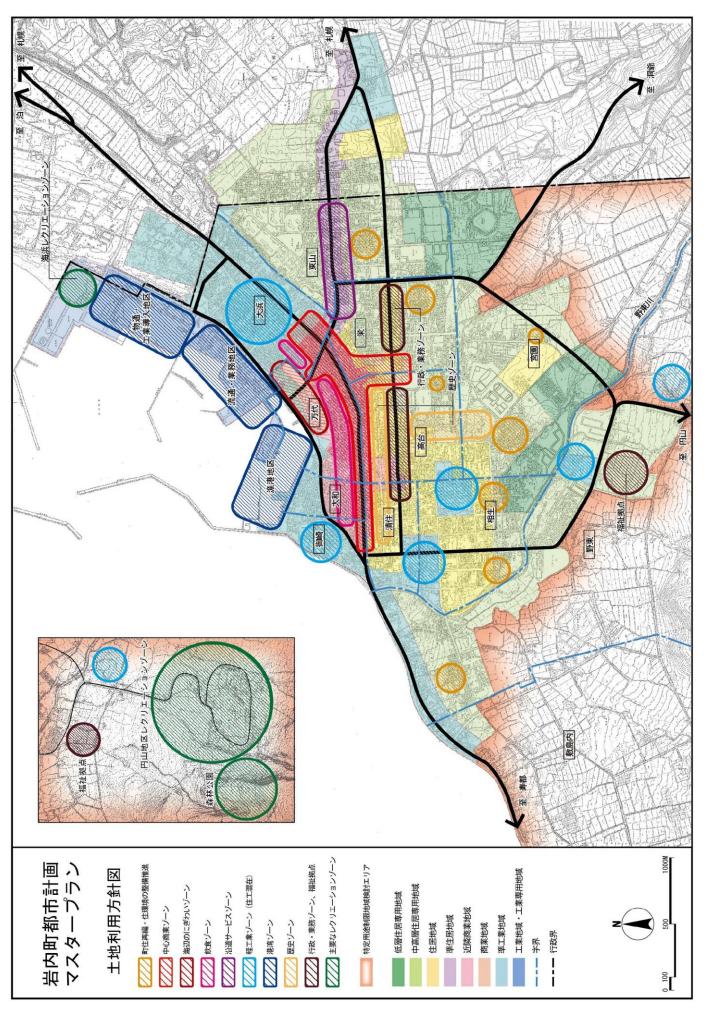
このうち、岩内町民体育館敷地については、適正な用途地域への変更を行う。

老人福祉施設(岩内ふれ愛の郷等)の立地する地区は、周辺地域を含めた福祉拠点として位置づけ、 多様な高齢者福祉・介護機能や高齢者向け居住機能の立地促進を図る。

#### 9自然と調和した環境形成

都市計画区域内で用途地域外の白地地域については、良好な環境形成と効率的な市街地形成に向けて、建築物の立地適正化も見据えながら、特定用途制限地域など適切な規制誘導方策について検討を図る。

また、地域資源を再認識し、未利用エネルギーの域内循環など地域特性に応じた社会基盤の共同化や省エネ化も検討し、自然環境保全と持続可能な地域づくりに努める。



# 5. 交通体系方針

### (1) 基本的な考え方

岩内町と札幌方面を高速で連絡する北海道横断自動車道の整備促進を図るほか、これに接続する国道 276号(岩内共和道路)の整備促進を図る。

また、岩内町と寿都方面や積丹方面を連絡する229号線や、ニセコ・洞爺方面と連絡する停車場通(道 道岩内洞爺線)の整備促進を図る。

市街地内の幹線道路については229号線及び岩内小沢線(国道276号)から海岸通や公園通が分岐し、かつ八幡通や薄田通が国道を補完するような道路ネットワークの強化を図る。

公共交通は、通勤・通学・通院等、町民の日常生活を支える重要な移動手段として、岩内町地域公共 交通活性化協議会の検討過程との整合を図りながら利便性の確保等に努める。

中心市街地や行政・業務ゾーンの軸となる歩行者ネットワークの形成を図るとともに、生活軸となる 公園通や、シンボル道路として位置づけられる岩ヶ嶺通りや神社通りにおける歩行空間の整備促進を図 る。

人口減少などの社会情勢の変化に対応し、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、 長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を適宜行う。

生活と密着する道路については、安全性や利便性の向上に向け、補修など管理面の充実を図る。

北海道耐震改修促進計画及び岩内町地域防災計画において、緊急輸送道路として位置づけされている 都市計画道路については、防災上の役割からも整備促進を図る。

#### (2)交通体系方針

#### ①広域交通ネットワークの強化

岩内町と苫小牧・千歳方面を連絡する岩内小沢線(国道276号)や、寿都・積丹方面を連絡する229 号線は広域の幹線道路としてだけではなく、岩内町と主要な観光地を連絡する広域の観光ルートとし て重要な役割を果たしていることから、安全対策等を含めた整備促進を図る。

停車場通(道道岩内洞爺線)は、広域の産業・生活道路としてだけではなく、本町とニセコ・洞爺方面を連絡する広域の観光ルートとして重要な役割を果たしていることから、通年通行を含めた整備促進を図る。さらに、平成25年3月に泊発電所周辺地域原子力防災計画において、退避所が変更になったことから、避難路としての役割にも配慮した整備を促進する。

#### ②市街地内の幹線道路ネットワーク形成

市街地内の幹線道路については、避難路としての役割や安全な歩行空間づくりにも配慮しながら、順次整備促進を図る。

また、主要な道路については、魅力ある沿道景観形成に向けて植樹・植栽等の緑の創出を行っていく。

市街地内の都市軸として位置づけられる、229号線の野東川以西区間の整備促進を図る。

また、野東、敷島内地区の229号線沿線から山側への避難路について、既存の道路の活用も含めて その確保を検討する。

229号線を補完する産業軸として位置づけられる海岸通については万代御崎通との一体化を図る。 市街地内の生活軸として位置づけられる公園通の整備促進を図るとともに、シンボル道路や通学路

及び、観光ルートとして重要な役割を果たす停車場通や高校前通及び、円山通の整備推進を図る。

八幡通とあわせて229号線を補完するサブ都市軸として位置づけられる薄田通の整備促進を図るとともに、シンボル道路の一部を構成する野東宮園通の終点側区間の整備推進を図る。

旧波止場通は公園通を補完する円山地区への主要なアクセス道路として、重要な役割を果たしていることから、終点側区間の整備促進を図る。

野東川通や野東宮園通の野東川横断区間(起点側)については、周辺の将来土地利用との整合のもと、防災等の役割を考慮しながらそのあり方等について検討を進める。

### ③公共交通機関等の充実

岩内町地域公共交通活性化協議会の検討過程との整合を図りながら、既存の路線バスの利便性確保やまちの活性化など、今後の社会情勢の変化に応じて見直しに向けた検討を進める。

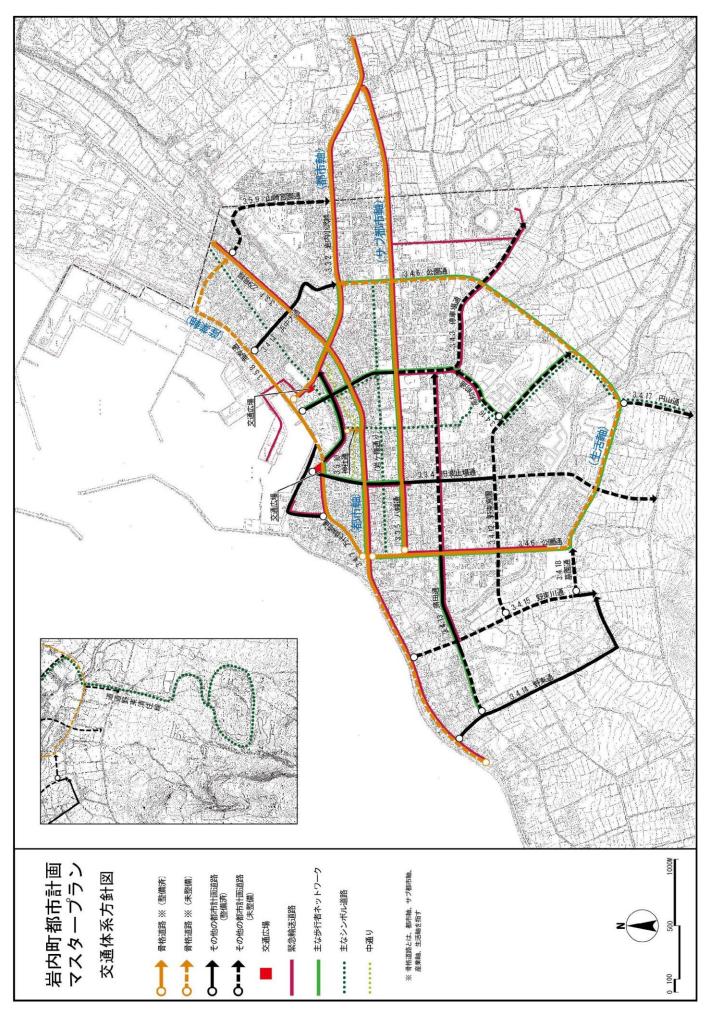
#### ④歩行者ネットワークの形成

回遊性のある中心商業ゾーンを形成するため、主軸となる229号線や岩内小沢線(国道276号)に連絡する中通りの整備推進を図る。

生活軸となる公園通の整備を推進するほか、主要な通学路として位置づけられる停車場通や高校前 通、薄田通及び野東宮園通の歩行空間の整備を推進する。

歴史の散歩道として位置づけられる岩ヶ嶺通りや、シンボル道路として位置づけられる神社通りから円山通に至るルートにおける、特色ある歩行空間の整備推進を図るとともに、旧国鉄用地を活用した歩行者・自転車ネットワークの位置づけの検討を行う。

なお、町全体の自転車ネットワークについては、岩内町地域公共交通活性化協議会の検討過程との整合を図りながら、今後必要に応じて検討を行う。



### 6. 公園 · 緑地方針

### (1) 基本的な考え方

海・山など岩内町の個性といえる良好な自然環境について、保全・活用を図るとともに、岩内の大切な資源として次世代へ継承していく。

既存の街区公園や近隣公園、運動公園及び、総合公園の活用を図るとともに、自然や歴史を生かした特色ある都市計画公園の整備推進を図る。

中心市街地における各街区公園の役割を整理した上で、必要に応じてこれらの再整備を図る。

街区公園や近隣公園については、海側に多く山側に少ないという状況を勘案し、整備促進が遅れている地区における計画的な、新たな都市計画公園の整備推進を図る。

円山地区における主なレクリエーションゾーンや新港地区における新港地区緑地の整備活用を図る。 良好な河川空間の保全・活用を図るとともに、市街地東部における急傾斜地等の保全に努める。

市街地内における主なオープンスペースの保全・緑化等を促進するとともに、市街地周辺の優良な農地や樹林地の保全に努める。

自然や歴史とのふれあいを楽しむことのできる特色ある散策路の整備・推進を図る。

岩内町地域防災計画では、ヘリコプターが離着陸可能な場所のうち、東山公園と岩内運動公園の2つの都市計画公園を位置づけているが、その他の都市計画公園についても、災害時の避難等の用に供することも考えられるため、適正配置に努める。

#### (2)公園・緑地方針

#### ①住区基幹公園の整備・活用

町営住宅等の建替整備や用途廃止及び、計画的な住宅地整備等にあわせて、身近な街区公園等の整備推進を図るとともに、中心市街地における既存の街区公園の有効活用について検討を行う。

既存のマリンパークや東山公園の活用を図るとともに、町営住宅等の跡地を利用した特色ある近隣 公園等の整備に努める。

#### ②都市基幹公園の活用

既存の運動公園や総合公園(いわないリゾートパーク)の活用を図るとともに、官民が連携した緑 化活動や花の植栽等の支援・促進を図る。

#### ③特殊公園等の整備・活用

既存墓園の活用を図るとともに、必要に応じて拡大も検討する。また、都市計画決定を行った歴史的に価値のある庭園(含翠園)の保全・整備を図る。

# ④その他の公園・広場・レクリエーションゾーンの整備・活用

新港地区における、新港地区緑地の活用を図る。

中心商業ゾーンにおける海辺のオアシス空間となるような、みなとまち広場の整備推進を図るとと もに、道の駅における既存広場の有効活用を図る。

円山地区におけるパークゴルフ場や円山展望台及び、散策路等の整備・活用を図るとともに、森林

公園やニセコいわない国際スキー場の活用を図る。

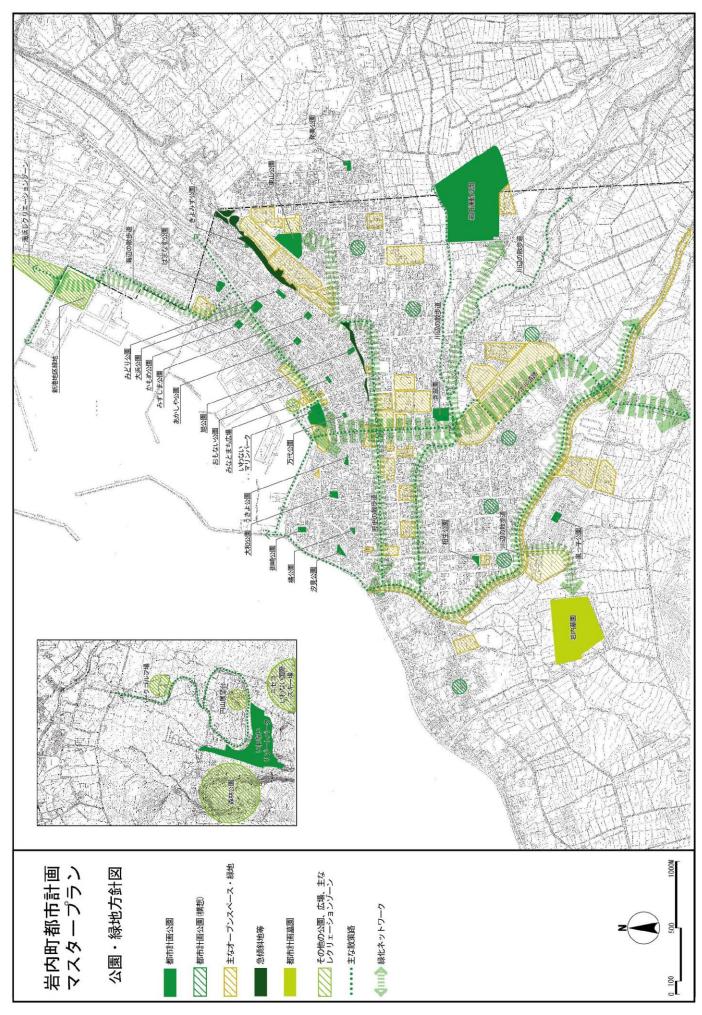
# ⑤主な散策路の整備・活用

漁港とマリンパークを連絡する海辺の歩行者ネットワークや、旧国鉄跡地を活用した特色ある歩行者・自転車道の整備推進を図るとともに、これから分岐し新港地区緑地や新港護岸の遊歩廊及び、海浜地に連絡する快適な歩行者ネットワーク(海辺の散歩道)の形成をめざす。

市街地内を流下する野東川や運上屋川及び、ポンイワナイ川等の護岸整備とともに河川空間を生かした川辺の快適な歩行者ネットワーク(川辺の散歩道)の形成をめざす。

岩ヶ嶺通り等の歴史を生かした特色ある歩行者ネットワーク(歴史の散歩道)の充実を図るとともに、神社通から高校前通及び、野東宮園通を経て、円山通に至る特色ある歩行者ネットワーク(シンボル道路)の形成をめざす。

また、公園・緑地を結ぶ緑の歩行者ネットワークの形成に向け、主要道路(都市計画道路)の緑化の推進等により、安心して歩ける緑化ネットワークの形成を図る。



# 7. その他の都市施設の整備方針

### (1) 基本的な考え方

生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上 に資するため下水道整備を促進する。

また、し尿処理施設の老朽化や今後の住宅の立地状況を見据えながら、汚水処理のあり方について検討を進める。

自然環境などに配慮しつつ、防災と親水を目的として河川空間の整備に努める。

岩内郡漁業協同組合地方卸売市場は都市施設の市場として、その機能の維持保全に努める。

岩内町霊苑は都市施設の火葬場として、その機能の維持保全に努める。

一般廃棄物処理施設については、2町2村による施設の稼働を行っているが、今後は道の定める「北海道廃棄物処理計画」や「ごみ処理の広域化計画」及び岩内地方衛生組合の一般廃棄物処理基本計画に基づき、最終処分場(都市計画決定済)及び中間処理施設の稼働に向けた整備を図る。なお中間処理施設については、今後都市計画決定を行う。

産業廃棄物処理施設については、民間整備が基本となっているが、施設の整備、管理運営等を含めた 恒久性の確保が図られると判断する場合は、道に対して都市計画の案の申し出等を行う。

# (2) 主要な施設の整備方針

生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目的として、将来的な土地利用と整合性を図りながら公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図る。

野東川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う河川空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。

